

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第6部門第2区分
【発行日】平成22年9月24日(2010.9.24)

【公開番号】特開2008-281978(P2008-281978A)
【公開日】平成20年11月20日(2008.11.20)
【年通号数】公開・登録公報2008-046
【出願番号】特願2007-216294(P2007-216294)
【国際特許分類】

G 0 2 F 1/167 (2006.01)

【F I】

G 0 2 F 1/167

【手続補正書】

【提出日】平成22年8月10日(2010.8.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

薄膜トランジスタ(TFT)および画素電極を含むパネルユニットと、前記パネルユニット上に配置された電気泳動表示ユニットと、を含み、前記電気泳動表示ユニットは、前記パネルユニットの画素電極上に形成され、不透明な電気泳動保護層と、前記電気泳動保護層上に形成された電気泳動表示層と、前記電気泳動表示層上に形成された透明電極と、前記透明電極上に配置された透明なベースフィルムと、を含むことを特徴とする表示装置。

【請求項2】

前記パネルユニットの画素電極と前記電気泳動表示ユニットの電気泳動保護層の間に配置されたユニット間粘着層をさらに含むことを特徴とする請求項1に記載の表示装置。

【請求項3】

前記電気泳動表示層は、電荷を有する粒子を含むマイクロカプセルと、前記マイクロカプセルを保護するバインダーとを含むことを特徴とする請求項1または請求項2に記載の表示装置。

【請求項4】

前記電気泳動保護層は、カーボンブラック、チタンブラックまたは鉄黒である無機顔料、およびアニリンブラックである有機顔料のうちの一つ以上の顔料を含むことを特徴とする請求項1～3のいずれか一項に記載の表示装置。

【請求項5】

前記電気泳動保護層は、実質的に黒色であることを特徴とする請求項4に記載の表示装置。

【請求項6】

前記電気泳動保護層は酸化チタン、硫酸バリウム、酸化亜鉛、塩基性炭酸鉛、胡粉、雲母および水晶末などのような顔料のうちの一つ以上の顔料を含むことを特徴とする請求項1～3のいずれか一項に記載の表示装置。

【請求項7】

前記電気泳動保護層は、実質的に白色であることを特徴とする請求項6に記載の表示装置。

置。

【請求項 8】

前記電気泳動保護層は、高分子物質で形成されることを特徴とする請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の表示装置。

【請求項 9】

前記電気泳動表示ユニットは、20 μm ~ 200 μm 範囲内の厚さを有することを特徴とする請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の表示装置。

【請求項 10】

前記マイクロカプセルは、10 μm ~ 150 μm 範囲内の平均直径を有することを特徴とする請求項 3 に記載の表示装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】電気泳動表示ユニットを備えた表示装置